



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

STARTERS

Vol,60

2021年冬号

令和3年度 第2回全体研修会

テーマ ①さいたま市内の入退院支援ツール(案)の説明

②入退院時連携のやりやすかった事、困った事(グループワーク)

③支援ルールへの質問、アンケートの説明

開催日時 令和3年7月13日(火) 13時00分～15時00分

開催方法 ZOOMによるリモート方式

本年度、第2回全体研修は、ZOOMによるリモート方式にて開催されました。

参加者は48名、内容は「さいたま市入退院支援ルールの作成について」の中間案周知と理解、また現在中間案となるため参加者へアンケートへの協力もありました。

最初に40分ほど、さいたま市保健福祉局長寿応援部 いきいき長寿推進課 高橋氏より「入退院支援

ルール」について中間報告と概要についてご講義をいただきました。

内容は、「作成の背景」「医療と介護の連携課題」「ルール標準例」「ルール作成について」「中間案」「情報共有様式」「策定に向けたアンケート」「策定に向けたスケジュール」と資料に沿ってご説明をいただき、また、資料は当協会ホームページにも掲載しています。

高橋氏からの説明後は、参加者

を8グループに分けて10分×3回のグループワークを行いました。

グループワークでは、①本日説明のあった入退院支援ルールの疑問点・質問事項 ②病院との入退院連携で困ったこと ③病院との入退院連携の3点について話し合い、参加者全体で共有しました。①について、「PCでの入力は可能か?」「メール対応は可能か?」「様式

3の取り扱いについて」「周知方法は？」「どの程度の弾力的な運用が可能か？」等、10分では収まらないほど活発な意見が聞かれました。グループワーク後は他グループの意見や質問について共有し、その中で「本人の状況は入院直前か？その前の普段の状況か？」等の質問や「（連携シート作成により）業務負担が大きくなるのでは」等の不安の声もありました。また肯定的意見として「（連携シートが）コンパクトにまとまっている」等の感想もありました。②・③についても同様のワーキングが展開されました。

最後に高橋氏より上記で出された質問・意見に対して、質疑応答とアンケートの説明がありました。情報のフィードバックをどうするか等のルール策定に向けて、本日のワーキングで抽出された課題も入院支援ルール協議部会・分科会で検討の上、必要な意見をルールへ反映し参考として活用します。

筆者としてはケアマネの業務は多忙で、効率化できるところはしていくべきと考えて仕事をしておりますので、連携シート記載の負担は厚労省から出されている「入院時情報提供書（様式例）」よりコンパクトになっているもの、手間は変わらないなどの印象でした。ADL等のアセスメントは、日々変化していくので新たな記載が必要ではありませんが、基本情報の変化はほとんど見られないので、再記載の手間をどうやって減らしていくかを考えながら、連携シートを活用していきたいと思えます。

入院支援に関する情報共有の様式について①

市内の病院・ケアマネ等の医療・介護関係者が入院時の連絡に共通の様式を利用することで、関係者間での円滑な支障や負担の軽減を図ることが可能なことから、市で推奨する様式を作成。

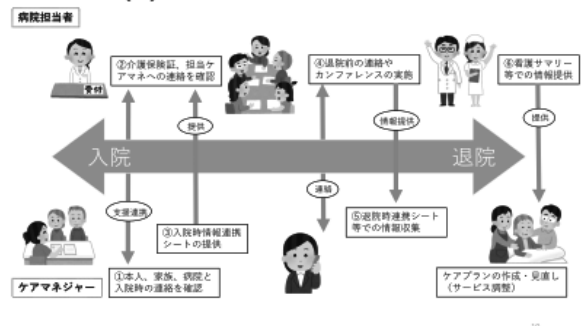
（様式1）入院時連携シート（ケアマネジャー → 医療機関）

■様式1について（新規）

- 入院時に、在宅での状況を病院関係者に申し送るために、ケアマネが作成。
- 主な項目
 - かかりつけ医、介護事業者、訪問看護、薬剤等の関係機関情報、サービス利用状況
 - 氏名、生年月日、性別、家族情報、連絡先
 - 既往歴、服薬状況、要介護度、障害高齢者及び認知症高齢者の日常生活自立度
 - 本人の生活情報、身体・生活機能（ADL、IADL等）の状況、療養生活上の課題
 - 本人及び家族の意向
 - 事前意思表示の有無

さいたま市における入院支援ルール中間案④

（1）入院前にケアマネジャーが決まっている場合



入院支援に関する情報共有の様式について②

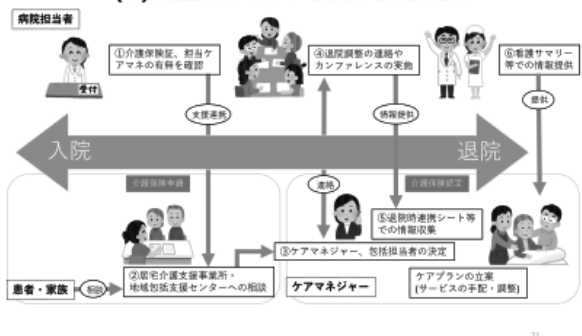
（様式2）退院・退所情報記録書（ケアマネジャー）

■様式2について（既存）

- 退院時の状況について、ケアマネが病院関係者から患者の情報を聞き取る際に使用するもの（現在利用されている厚労省の様式）
- 主な項目
 - 氏名、生年月日、性別、介護保険利用状況
 - 入院の概要
 - 疾患と入院(所)中の状況
 - 本人及び家族の意向
 - 退院後に必要な事柄（医療処置の内容、看護の視点、リハビリの視点等）
 - 本人の生活情報、身体・生活機能（ADL、IADL等）の状況、療養生活上の課題
 - 症状・病状の予後・予測
 - 在宅復帰のために整えなければならない要件

さいたま市における入院支援ルール中間案⑥

（2）入院前にケアマネジャーが決まっていない場合



入院支援に関する情報共有の様式について③

（様式3）退院時・退所情報記録書（医療機関またはケアマネジャー）

■様式3について（新規）

- 退院前の連絡やカンファレンスの実施、退院時に、様式2によらずに情報共有等に幅広く利用することを想定。（主な利用目的は表題の3つ）
- 病院関係者、ケアマネ等を含め幅広い関係者の利用想定。
- 様式を関係者間で共有する場合、患者又は家族、作成者の了承が必要。
- 主な項目
 - 退院予定日
 - 退院後の所在地
 - 退院後に必要な医療処置、看護処置、リハビリテーション
 - 退院後の留意点
 - 事前意思表示の有無

さいたま市における入院支援ルール中間案⑦

【退院調整が必要な患者の目安】

(1)~(3)を参考に、退院調整が必要な患者について、必要に応じて居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡

- （1）医療面において調整が必要な場合
 - 医療処置が必要な患者（がん末期、感染症、褥瘡、在宅酸素、経管栄養等）
 - 入退所を繰り返している
 - 栄養指導、食事療法（食事形態、塩分、水分、摂取カロリー等）、体重管理が必要
 - 多剤を内服していて、自己管理が難しい
 - 日常生活に支障を来している、または今後来す可能性がある疑念
 - 訪問看護を利用している
- （2）介護面において調整が必要な場合
 - 立ち上がりや歩行に介助が必要
 - 食事及び口腔ケアに介助が必要
 - 入浴や更衣に介助が必要
 - 排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用
 - 買い物や通院の際に介助が必要
 - 家族がいるが、高齢や疾患等により介護力が乏しく、何らかの援助が必要
 - 福祉用具、住宅改修等の環境整備が必要
 - 退院後の生活に、介護サービスの導入及び変更が必要
- （3）その他の調整が必要な場合
 - 患者または家族が退院調整を希望している
 - 施設により、両面からの支援が欲しい（キーパーソン不在の場合も含む）
 - 生活が困難している
 - 虐待の疑いが見られる
 - 精神または知的障害がある
 - 退院先として、自宅または入院前の居住地以外での調整が必要
 - 医療関係者により、様々な状況から退院調整が必要と思われる患者

令和3年度 第3回全体研修会

テーマ 災害BCP研修会「BCPマニュアルをつくろう」

開催日時 令和3年9月25日(土) 14時00分～16時00分

開催方法 ZOOMでのリモート方式

第3回全体研修会は、災害BCP研修会「BCPマニュアルをつくろう」をテーマに、新型コロナウイルス感染症対策として、ZOOMによるリモート方式にて開催しました。9月は防災月間ということもあり、様々な方面からBCP研修についての案内や昨今の災害発生状況から、当協会でも研修委員会で研修議題として取り上げられていた経緯があり、敬寿園宝来ホーム 当協会 秋田潔事務局長を講師に研修を行いました。

令和3年度介護報酬改定のポイントとして、5つ挙げられ、

- ① 感染症や災害の対応力強化
- ② 地域包括ケアシステムの推進
- ③ 自立支援・重度化防止の取組の推進
- ④ 介護人材の確保・介護現場の革新
- ⑤ 制度の安定性・持続可能性の確保

そのうち、今回の研修テーマでもある、①「感染症や災害の対応力強化」について説明がありました。

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築を図っていく必要がある。

・ 感染症対策の強化（※3年の経過措置、2024年度までに） ↓ 厚労省の新型コロナ

ナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインを参照。

- ・ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応 ↓ 感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、特例措置を設ける。

・ 業務継続に向けた取り組みの強化（※3年の経過措置、2024年度までに） ↓ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）実施等。

- ・ 災害への地域と連携した対応の強化（通所、短期入所、特定、施設系対象） ↓ 訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

介護保険最新情報VOL. 926 ・ 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について 令和3年2月26日から、介護施設・事業所が、新型コロナウイルス感染症及び自然災害発生時におけるBCPの重要性や作成のポイントを理解することを目的として、居宅介護支援サービス固有事項の説明がありました。

令和2年度厚生労働省老健局 BCP作成支援

指導者養成研修 介護施設・事業所における自然災害発生時のBCP（業務継続計画）作成のポイント「居宅介護支援サービス固有事項」として、

① 平時からの対応

- ・ 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておく。

・ 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。

- ・ 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるように、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。

・ 避難先において、薬情報が参照できるように、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行うことが望ましい。

② 災害が予想される場合の対応

・ 訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合

などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておく。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

・自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

③災害発生時の対応

・災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整等を行う。

・避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。

・災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

実際には、ここまで行っている事業所は少ないのが実状ではないかと思いますが、BCP策定の目的として、「生命を守る」「継続したサービスを提供する」「意思決定と周囲との連携」が重要です。

秋田事務局長が勤めている敬寿園宝来ホームでは、「敬寿園宝来ホーム洪水対策版BCP」を策定し、有事を想定した訓練を実施しており、訓練の様子と「敬寿園宝来ホーム洪水対策版BCP」の紹介とマニュアルの説明がありました。

敬寿園宝来ホーム 事業継続計画（BCP）

『洪水対策版』

- 【避難誘導班】 行動計画マニュアル
- 【緊急物資班】 行動計画マニュアル
- 【救護班】 行動計画マニュアル
- 【事務課】 行動計画マニュアル
- 【設備安全班】 行動計画マニュアル
- 【地域居宅班】 行動計画マニュアル

そして、今回の研修資料の中で、静岡県介護支援専門員協会のH介護支援専門員のための災害時対応として、事業継続計画（BCP）が作成されており、「かなりのボリュームがあり、これから作成する介護支援専門員、または事業所としてもハードルが高いと感じられるので、まずは一人でもっと簡単にできることから始めましょう」と説明がありました。

続いて、今回の研修参加にあたっての準備資料として、役所で配布されている洪水のハザードマップを使用して、実際にリスクを読み取る講義がありました。

ハザードマップを広げてみて、

①各担当の利用者の自宅がどのあたりなのか、印をつける。

②印をつけたところが、洪水に遭う可能性が高いかどうか、浸水が1～4mのどのあたりなのかを確認。

③各担当ごとに水害時被災リスク表を作成。浸水レベル、居住形態、居住階、家族、避難支援の必要性を確認。

④居宅の会議で被災リスクの必要性が高い理由と低い理由の基準について、各ケアマネの認識違いを確認し、基準を統一する。

⑤医療度が高い場合は、特に一般の避難所では受け入れ体制が十分ではないことが想定されるため、医療機関や施設等への受け入れが可能か事前に調整が必要。

参加者で次の内容についてワーク形式で話し合いました。

【グループワーク1】

ハザードマップからリスクを読み取ろう

①浸水レベルの高い利用者宅を確認しよう。

②次に、リスクの高い利用者を2名程度ピックアップしよう。

③また、自事業所の浸水レベルも確認しよう。

【個人ワーク】

水害時被災リスク表をつくらう。 【グループ

ワーク1」でピックアップした利用者を実際にリスク表に記入しよう。

【グループワーク2】

実際に作成してみての気づき（良い点、疑問点、課題など）

作成した第2表と水害時被災リスク表について気づいたこと、疑問に思ったことを話してください。

講義の最後には、BCP策定の義務化まで約2年と3か月です。ひな形は沢山あり、どこから手を付けたらよいか戸惑う声も聞かれますが、細かいマニュアルは後回しでよいと思います。まずは、アセスメントをして、被災リスクが高く、一人で避難生活ができないと思われる方をピックアップ。次に、本人や家族の意向確認とともに避難先をどうするか、一緒に考えることから始めてはどうでしょうか。一度作成したものを例えば2か月に1回など、一つのテーマ、課題を決めて見直しを少しずつ始めたり、居宅の会議で一人の利用者への避難支援を話し合っ

てはいかがでしょうか。

令和3年度 第1回施設介護支援専門員研修会

内容 施設ケアマネサロン「コロナストレスの発散」

開催日時 令和3年8月25日（水） 14時30分～15時45分

開催方法 ZOOMによるリモート方式

今回は会員のみの参加となり、普段話せないようなことまで気軽に話せる雰囲気の研究があった。グループホームのケアマネ経験者、居宅ケアマネ経験者、有料老人ホームのケアマネ経験者、老人保健施設のケアマネ、特養の管理監督者などが参加され、様々な視点で話し合いを進めることができたように感じる。

高齢者施設では、コロナワクチンを接種した後、入居者の発熱や職員の体調不良が相次いだとの意見が多く聞かれ、ケアマネも含めて様々な職種が多く調整を行い、施設の運営も大変な状況だったようである。コロナ禍で、家族との面会も長期間行えていない状況も続き、施設によつてはリモート方式で面会を行っている所もある。また、看取り対応の家族を対象として予防策を講じた上で面会を行えるように体制を整えている施設もあった。実際に施設でコロナ陽性者が出てしまった施設もあり、施設ではゾーニングが行われ、職員は手指衛生などの標準予防策を徹底するなど、コロナウイルスに対して脅威を感じていることがうかがえる。日頃のコロナストレスの発散方法については、特別これをやっているという具体例はなく、それぞれが発散しきれずにいる状況ではあったが、今回のサロンに参加したことで多少のストレス発散に

もつながったとの意見も聞かれた。

途中、『ぶっちゃけトーク』と題して、居宅ケアマネと施設ケアマネの違いについて話し合う機会があった。どちらにしてもケアマネ自身の経験やスキルによって差が出てしまい、担当件数によってもケアマネジメンツの質に変化が現れるのではないかと結論付けられた。

施設ケアマネは施設の中で完結してしまうことも多く、他法人や他事業所のケアマネと関わる機会が少ないとの意見もあった。本協会で行われる研修やサロンを通し、振り返りや学びの場が増え、他のケアマネとの関わるきっかけになり情報共有ができるとう良い。『さいたま市介護支援専門員協会』への入会が増えることを願うばかりである。



さいたま市介護支援専門員協会

Saitamashi City Care Manager Society



さいたま市介護支援専門員協会 ロゴマーク

ロゴマークデザイン主旨/

「人」が支えあい皆で力を合わせ色とりどりの幸せの花をさかせよう、とのイメージです。さいたま市各区の十色を使用し「ネットワークの租」という意味も込めています。

「介護保険最新情報」「社会保障審議会（介護給付費分科会）」の内容について、随時更新しています。介護報酬改定に関するQ&Aや運営基準、新型コロナウイルスに関する情報等、掲載されていますのでご覧ください。

【介護保険最新情報】

厚生労働省から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された内容について掲載しています。

【社会保障審議会（介護給付費分科会）】

厚生労働省の諮問機関として、有識者、業界団体の代表、自治体の代表などによって構成され、介護報酬の改定内容等について議論を行っています。



さいたま市のホームページでは、新型コロナウイルスに関する情報や介護事業者向けの新着情報が随時更新されています。また、今年度のさいたま市の介護保険事業者集団指導では、ホームページ上にアンケートが設置されており、回答する（既に終了）ことによって出席したもののみならず扱いになっていました。市からの郵送での案内が届いていない場合もあり、時々市のホームページは確認しておきましょう。

新型コロナウイルス感染症による第6波が懸念されていますが、基本的な感染予防策として、従来と同様に3密を避けること、会話時のマスク着用、手洗いの徹底が引き続き推奨されています。

今冬は、ラニーニャ現象が気象庁から発表されており、ラニーニャ現象が発生すると冬の寒さが厳しくなるといわれています。時節柄くれぐれもご自愛ください。

*ラニーニャ現象…太平洋赤道域の日付変更線から南米沿岸にかけて、同じ海域で海面水温が平年より低い状態が1年以上続く現象

事務局

〒331-0074 埼玉県さいたま市西区宝来 86-1

敬寿園宝来ホーム

連絡先 TEL 048-620-0600 FAX 048-620-0601

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>

さいたま市介護支援専門員協会